

よくあるご質問

(令和8年2月時点)

Q1. 監護相当の世話及び保護・生計費の負担をするとはどういうことですか。

A1. 監護相当の世話及び保護とは、身の回りの世話や金銭面、精神面などの配慮を行うこと、生計費の負担をするとは、子が受給者の収入により一部又は全部を営んでおり、かつこれらを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいいます。

Q2. 高校生年代の子に関して、法改正後すでに受給していた中学生以下の子が2人以上いたため、申請不要でしたが、今回の手続きは申請が必要ですか。

A2. 必要です。高校生年代卒業の子が大学生年代の子となり、令和8年4月以降も多子加算の継続かどうかの養育状況確認が必要となるためです。

Q3. 大学生年代の子に関して、法改正後申請をしましたが、今回の手続きは申請が必要ですか。

A3. 必要です。大学生年代の子が学校等卒業後の令和8年4月以降も多子加算の継続かどうか、児童手当支払いのため養育状況の確認が必要です。

Q4. 令和8年4月以降も養育する予定ですが、進学するか就学するか未定の場合、進路が決まり次第、申請すべきですか？

A4. 進路が未定の場合でも申請可能です。

Q5. 対象の子が就職する場合でも申請できますか？

A5. 就職している場合でも監護相当の世話及び保護・生計費の負担をする場合は算定対象児童として認められますので、申請してください。

Q6. 令和8年4月以降は対象の子を養育する予定はないですが、申請が必要ですか。

A6. 申請は不要です。

Q7. 申請期限を過ぎた場合、どうなりますか。

A7. 申請期限である令和8年4月16日(木)を過ぎたのちに申請した場合、申請日の属する月の翌月分から第3子加算を含む手当の支給となります。

例1)令和8年4月16日(木)までに申請(郵送の場合は必着)した場合

→4月分(令和8年6月支給分)から第3子加算を継続して受給できます。

例2)令和8年4月17日(金)に申請した場合

→5月分(令和8年6月支給分)から第3子加算を受給となり、4月分は第3子カウントがなくなり減額となります。